

令和8年9月30日まで経過措置の施設基準

(参考)

令和8年10月1日以降も算定するに当たり注意が必要なもの等

○基本診療料

区分	項番	対象	経過措置に係る要件(概要)	令和8年10月1日以降、算定する施設基準
入院基本料	1	急性期一般入院料1	令和8年3月31日において、現に急性期一般入院料1に係る届出を行っている病棟であって、現に旧算定方法における重症度、医療・看護必要度の基準を満たす病棟については、急性期病院一般入院基本料の重症度、医療・看護必要度の基準を令和8年9月30日までの間に限り満たすものとみなす。	急性期病院A一般入院料 急性期病院B一般入院料
	2	結核病棟入院基本料 (7対1入院基本料に限る。)	令和8年3月31日において、現に7対1入院基本料(結核病棟入院基本料)に係る届出を行っている病棟であって、現に旧算定方法における重症度、医療・看護必要度の基準を満たす病棟については、令和8年9月30日までの間は令和8年度改定後の重症度、医療・看護必要度の基準をそれぞれ満たすものとみなす。	結核病棟入院基本料
	3	急性期一般入院料6 特定機能病院入院基本料(結核病棟に限る。)(7対1入院基本料に限る。) 特定機能病院入院基本料(一般病棟に限る。)(10対1入院基本料に限る。) 専門病院入院基本料(10対1入院基本料に限る。) 地域一般入院料1	令和8年3月31日時点で急性期一般入院料6、7対1入院基本料(特定機能病院入院基本料(結核病棟入院基本料に限る。))、10対1入院基本料(特定機能病院入院基本料(一般病棟に限る。))、専門病院入院基本料)及び地域一般入院料1の届出を行っている病棟にあつては、令和8年9月30日までの間に限り、令和8年度改定前の「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(令和6年3月5日保医発第0305第5号。以下「令和8年度改定前の基本診療料施設基準通知」という。)の別添6の別紙7の一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰ又はⅡに係る評価票を用いて評価をしても差し支えないこと。	急性期一般入院料6 特定機能病院入院基本料(結核病棟に限る。)(7対1入院基本料に限る。) 特定機能病院入院基本料(一般病棟に限る。)(10対1入院基本料に限る。) 専門病院入院基本料(10対1入院基本料に限る。) 地域一般入院料1
	4	特定機能病院入院基本料の注5及び専門病院入院基本料の注3に規定する看護必要度加算	令和8年3月31日において、現に看護必要度加算1、2又は3を算定するものであつて、旧算定方法における重症度、医療・看護必要度の基準を満たす場合は、令和8年9月30日まではそれぞれ令和8年度改定後の看護必要度加算1、2又は3の基準を満たすものとみなす。	看護必要度加算1 看護必要度加算2 看護必要度加算3

令和8年9月30日まで経過措置の施設基準

区分	項番	対象	経過措置に係る要件(概要)	令和8年10月1日以降、算定する施設基準
	5	専門病院入院基本料の注4及び特定一般病棟入院料の注5に規定する一般病棟看護必要度評価加算	令和8年3月31日において、現に一般病棟看護必要度評価加算の届出を行っている病棟にあつては、令和8年9月30日までの間に限り、令和6年度改定前の基本診療料施設基準通知の別添6の別紙7の一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰ又はⅡに係る評価票を用いて評価をしても差し支えないこと。	一般病棟看護必要度評価加算
入院基本料等加算	6	急性期看護補助体制加算	令和8年3月31日において、現に当該加算に係る届出を行っている保険医療機関にあつては、令和8年9月30日までの間は、令和8年度改定後の急性期看護補助体制加算の重症度、医療・看護必要度の基準を満たすものとみなす。	急性期看護補助体制加算
	7	看護職員夜間配置加算	令和8年3月31日において現に当該加算に係る届出を行っている保険医療機関にあつては、令和8年9月30日までの間、令和8年度改定後の看護職員夜間配置加算の重症度、医療・看護必要度の基準を満たすものとみなす。	看護職員夜間配置加算
	8	看護補助加算1	令和8年3月31日において現に当該加算に係る届出を行っている保険医療機関にあつては、令和8年9月30日までの間、令和8年度改定後の看護補助加算1の重症度、医療・看護必要度の基準を満たすものとみなす。	看護補助加算1
	9	病棟薬剤業務実施加算の注2に規定する薬剤業務向上加算	令和8年3月31日において現に急性期充実体制加算の届出を行っている保険医療機関については、令和8年9月30日までの間に限り、4の(6)の基準を満たしているものとみなす。	薬剤業務向上加算

令和8年9月30日まで経過措置の施設基準

区分	項番	対象	経過措置に係る要件(概要)	令和8年10月1日以降、算定する施設基準
特定入院料	10	脳卒中ケアユニット入院医療管理料	令和8年3月31日時点で脳卒中ケアユニット入院医療管理料の届出を行っている治療室にあつては、令和8年9月30日までの間に限り、令和8年度改定前の基本診療料施設基準通知の別添6の別紙7の一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰ又はⅡに係る評価票を用いて評価をしても差し支えないこと。	脳卒中ケアユニット入院医療管理料
	11	地域包括ケア病棟入院料	令和8年3月31日において現に地域包括ケア病棟入院料に係る届出を行っている病棟については、令和8年9月30日までの間に限り、第九の十一の二の(1)のハに該当するものとみなす。	地域包括ケア病棟入院料1 地域包括ケア病棟入院医療管理料1 地域包括ケア病棟入院料2 地域包括ケア病棟入院医療管理料2 地域包括ケア病棟入院料3 地域包括ケア病棟入院医療管理料3 地域包括ケア病棟入院料4 地域包括ケア病棟入院医療管理料4
	12	精神科地域包括ケア病棟入院料	令和8年3月31日において現に令和6年度医科点数表における精神科地域包括ケア病棟入院料に係る届出を行っている病棟については、令和8年9月30日までの間に限り、第九の十五の(1)並びに(3)のイ及びニからへまでを満たすこととする。	精神科急性期治療病棟入院料2
	13	特定一般病棟入院料の注7に規定する入院料	令和8年3月31日において、現に当該入院料の届出を行っている保険医療機関にあつては、令和8年9月30日までの間、令和6年度改定後の当該入院料の重症度、医療・看護必要度の基準を満たすものとみなすものであること。	特定一般病棟入院料(地域包括ケア1)

令和8年9月30日まで経過措置の施設基準

○特掲診療料

区分	項番	対象	経過措置に係る要件(概要)	令和8年10月1日以降、算定する施設基準
在宅医療	1	在宅患者訪問看護・指導料の注19(同一建物居住者訪問看護・指導料の注8の規定により準用する場合を含む。)に規定する訪問看護医療情報連携加算	6の(6)については、令和8年9月30日までの間に限り、当該基準を満たしているものとみなす。	訪問看護医療情報連携加算

○訪問看護療養費

区分	項番	対象	経過措置に係る要件(概要)	令和8年10月1日以降、算定する施設基準
訪問看護療養費	1	訪問看護医療情報連携加算	10の(6)に掲げる基準については、令和8年9月30日までの間に限り、(6)の基準に該当するものとみなす。	訪問看護医療情報連携加算